

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	法人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大月市は、法人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大月市長

公表日

平成29年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	法人住民税関係事務
②事務の概要	地方税法に基づき、法人住民税の課税、減免、異動、照会、証明書発行及び申告書並びに納税通知書発行の事務を行う。 ① 法人情報及び課税情報の登録及び管理 ② 法人住民税申告書の作成、送付及び受理 ③ 更正決定通知書の作成及び送付 ④ 法人住民税の調定及び還付 ⑤ 法人設立等申告書の審査及び受理 ⑥ 減免申請書の受理及び承認又は却下の決定並びに通知 ⑦ 法人納税証明書及び所在地証明書の発行 ⑧ 更正請求書の審査及び受理 ⑨ 法人住民税関連資料の作成及び照会
③システムの名称	法人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、地方税ポータルシステム(eL-TAX)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
法人住民税情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第一第16項並びに内閣府・総務省令第5号第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部税務課
②所属長	税務課長 横瀬 政弘

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部税務課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8016
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部税務課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8016

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

